

加 入 事 業 主 殿

外国運輸金融健康保険組合
理 事 長 辻 宏 二
(公 印 省 略)

令和 2 年度の健康保険料率および介護保険料率等について（通知）

当健康保険組合の事業運営につきましては、日頃から格別なご理解とご協力を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、令和 2 年 2 月 13 日に開催されました 第 148 回 組合会 において、令和 2 年度の予算が審議され、健康保険料率等について下記のとおり決定されましたので、お知らせいたします。（健康保険料率 および 介護保険料率 ともに変更となります。）

新しい保険料率は、令和 2 年 3 月分（令和 2 年 4 月納付分）保険料から適用されます。（任意継続および特例退職被保険者の保険料は、令和 2 年 4 月分から適用されます。）

記

1. 健康保険料率：82 / 1000（一般保険料率と調整保険料率、2 / 1000 引上げ^(※1)）

	一 般 保 険 料 率			調 整 保 険 料 率	合 計 (健康保険料率)
	基本保険料率	特定保険料率	一般保険料率計		
事業主負担分	23.12 / 1000	17.15 / 1000	40.27 / 1000	0.73 / 1000	41 / 1000
被保険者負担分	23.12 / 1000	17.15 / 1000	40.27 / 1000	0.73 / 1000	41 / 1000
合 計	46.24 / 1000	34.30 / 1000	80.54 / 1000	1.46 / 1000	82 / 1000

○ 健康保険料の内訳

表の一般保険料のうち、「基本保険料」は組合本来の給付等にあてる部分、「特定保険料」はそれ以外の他制度の支援金等にあてる部分です。また「調整保険料」とは、健康保険組合の上部団体である健康保険組合連合会（健保連）が行う再保険事業（高額な医療費の支払など）や各種共同事業の財源にあてるために健保連に拠出するものです。

※1 暫定保険料率 78 / 1000 が平成 29 年度で終了することにもない、第 141 回 組合会（平成 29 年 11 月 30 日）において、平成 30 年度以降の健康保険料率については段階的に引き上げることが既に決定されておりました。

このため、平成 31 年度に 2 / 1000 引き上げられ 80 / 1000 となり、令和 2 年度は、さらに 2 / 1000 引き上げられて 82 / 1000 となります。

2. 介護保険料率：14.4 / 1000（3.2 / 1000 引上げ^{※2}）

	介護保険料率
事業主負担分	7.2 / 1000
被保険者負担分	7.2 / 1000
合計	14.4 / 1000

○ 介護保険料

介護保険料は、介護保険にかかる保険料です。介護保険は全国の市区町村が運営する制度ですが、医療保険に加入する40歳以上65歳未満の被保険者および被扶養者（ともに介護保険第2号被保険者）の保険料は、加入する各医療保険者が徴収する義務を負っており、当組合においても40歳以上65歳未満の被保険者から徴収します。

※2 介護納付金を健保組合の財政力に応じて負担する割合（総報酬割）が、4分の3から全面総報酬割に移行したことや、介護保険の被保険者一人あたりが負担すべき介護費用（介護単価）が約4.2%引き上げられたことなどにより、平成31年度の11.2/1000から3.2/1000引き上げられて14.4/1000となります。

3. 任意継続被保険者の標準報酬月額の上限額について

令和元年9月30日における特例退職被保険者を含めた全被保険者の平均標準報酬月額が608,102円となったため、令和2年度の任意継続被保険者の標準報酬月額の上限額は、これに基づく620千円に引き上げられます（平成31年度590千円）。また、これにより、退職時の標準報酬月額が620千円以上だった任意継続被保険者の令和2年4月以降の標準報酬月額は、この上限額が適用（引上げ）されることとなります。

なお、標準報酬月額が上限620千円となる任意継続被保険者の令和2年度1か月分の保険料は、健康保険料が50,840円、介護保険料が8,928円となります。

4. 特例退職被保険者の標準報酬月額について

令和元年9月30日における特例退職被保険者以外の全被保険者の標準報酬月額の平均が615,099円となり、その2分の1の額が307,549円となったことから、特例退職被保険者の令和2年度の標準報酬月額は、平成31年度と同様の300千円となります。また、令和2年度の1か月分の保険料は、健康保険料が24,600円、介護保険料が4,320円となります（特例退職被保険者の標準報酬月額は、当組合の規約による）。

5. 令和2年度保険料額表について

健康保険料率 および 介護保険料率 とともに変更となりますので、令和2年3月分以降の保険料（令和2年4月納付分）につきましては、同封の「令和2年度 保険料額表（健康保険料・介護保険料）」によりご確認ください。

6. 介護保険料の円未満の端数について

当組合ホームページの「事務担当者用」>>「保険料の円未満の端数の取扱いについて(2020.2.14更新)」をご参照ください。

上記の内容につきまして、健康保険事務担当者にご周知くださいますよう、よろしくお願いたします。